

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の掲げる者のうち、総務大臣が無線局の免許を与えないことができる者に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がなかったことにより総務大臣から免許を拒否され、その拒否の日から2年を経過しない者
- 2 無線局の免許の有効期間満了により免許が効力を失い、その効力を失った日から2年を経過しない者
- 3 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 無線局を廃止し、その廃止の日から2年を経過しない者

A－2 次の掲げる事項のうち、A1海域、A2海域及びその他の海域を航行する船舶の義務船舶局の無線設備に備えなければならない機器（注）に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 当該義務船舶局のある船舶の船体の構造その他の事情により当該機器を備えることが困難であると総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が認めるものを除く。

- 1 双方向無線電話（生存艇に固定して使用するものを除く。）
- 2 船上通信設備
- 3 衛星非常用位置指示無線標識
- 4 捜索救助用レーダートランスポンダ又は捜索救助用位置指示送信装置
- 5 ナブテックス受信機（F1B電波518kHzを受信することができるものに限る。）

A－3 次の記述は、国際電気通信連合憲章等に係る違反の通告について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について A に報告しなければならない。
- ② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が B に行わなければならない。
- ③ 主管庁は、その管轄の下にある局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第45条（有害な混信）及び無線通信規則第15条（無線局からの混信）15.1）の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して、 C ならない。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁	その違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報しなければ
2 その局の属する国の主管庁	その局を管轄する国の主管庁	必要な措置を執らなければ
3 違反を行った者の属する国の主管庁	その違反を行った局	必要な措置を執らなければ
4 違反を行った者の属する国の主管庁	その局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報しなければ

A－4 次の記述は、海上移動業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（注）以外の者は、無線局の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。）を行ってはならない。ただし、A 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
注 義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。
- ② B の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 無線局の免許人は、主任無線従事者を C 、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A	B	C
1 船舶の運航計画の変更のため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	選任するときは、あらかじめ
2 船舶の運航計画の変更のため	デジタル選択呼出装置	選任したときは、遅滞なく
3 船舶が航行中であるため	デジタル選択呼出装置	選任するときは、あらかじめ
4 船舶が航行中であるため	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	選任したときは、遅滞なく

A－5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- 2 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 3 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、申請書に次の(1)から(3)までに掲げる書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
(1) 免許証
(2) 写真1枚
(3) 氏名の変更の事実を証する書類
- 4 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から2週間以内にその免許証を廃棄し、その旨を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。

A－6 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、A その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、B 使用するたびごとに1回以上、その送信装置の C 並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A	B	C
1 毎日1回以上	2,000時間	出力及び変調度
2 その航空機の飛行前に	1,000時間	出力及び変調度
3 その航空機の飛行前に	2,000時間	出力及び有効通達距離
4 毎日1回以上	1,000時間	出力及び有効通達距離

A－7 次の記述は、海上移動業務の無線局の定期検査（電波法第73条第1項の検査をいう。）について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 **A** 、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び **B** 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局についてその検査を①の総務省令で定める時期に行う必要がないと認める場合及び当該無線局のある船舶が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、①にかかわらず、その時期を延期し、又は省略することができる。
- ③ ①の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。）の免許人から、①により総務大臣が通知した **C** までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注）が、総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、その無線従事者の資格（主任無線従事者の要件及び船舶局無線従事者証明の要件に係るものを含む。）及び **B** 並びに時計及び書類が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①にかかわらず、省略することができる。

注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）をいう。

A	B	C
1 毎年1回	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	期日の1月前
2 総務省令で定める時期ごとに	員数（主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者を含む。）	期日の2週間前
3 総務省令で定める時期ごとに	員数	期日の1月前
4 毎年1回	員数	期日の2週間前

A－8 無線局（航空機に開設するものを除く。）の免許の承継に関する次の記述のうち、電波法（第20条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に申し出て無線局の検査を受けなければならない。
- 2 免許人について相続があったときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。
- 3 船舶局若しくは船舶地球局（電気通信事業を行うことを目的とするものを除く。）のある船舶又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があったときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。
- 4 免許人（注）たる法人が合併又は分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、総務大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

注 船舶局若しくは船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）又は無線設備が遭難自動通報設備若しくはレーダーのみの船舶の無線局の免許人を除く。

A－9 次に掲げる場合のうち、入港中の船舶の船舶局を運用することができる場合に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- 2 470MHzを超える周波数の電波により通信を行う場合
- 3 総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 4 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

A－10 暗語に関する次の記述のうち、国際電気通信連合条約（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 官用電報及び業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- 2 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。
- 3 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認める場合においても、暗語による私報の中継を認めないことができる。
- 4 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。

A－11 次の記述は、無線通信を妨害した者に対する罰則について述べたものである。電波法（第108条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A の用に供する無線局の無線設備又は人命若しくは財産の保護、治安の維持、気象業務、電気事業に係る電気の供給の業務若しくは B の業務の用に供する無線設備を損壊し、又はこれに物品を接触し、その他その無線設備の機能に障害を与えて無線通信を妨害した者は、 C 以下の罰金に処する。
- ② ①の未遂罪は、罰する。

A	B	C
1 宇宙無線通信	水道事業に係る水道用水の供給	5年以下の懲役又は250万円
2 電気通信業務又は放送の業務	鉄道事業に係る列車の運行	5年以下の懲役又は250万円
3 宇宙無線通信	鉄道事業に係る列車の運行	3年以下の懲役又は150万円
4 電気通信業務又は放送の業務	水道事業に係る水道用水の供給	3年以下の懲役又は150万円

A－12 次の記述は、安全通信について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2、第96条及び第97条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には同じ字句が入るものとする。

- ① デジタル選択呼出装置を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して安全通報の告知を行うものとする。
- ② 安全呼出しは、無線電話により、呼出事項の前に「セキュリテ」又は「 A 」を3回送信して行うものとする。
- ③ 通信可能の範囲内にあるすべての無線局に対し、無線電話により同時に安全通報（デジタル選択呼出装置による安全通報の告知に引き続いて送信するものを除く。）を送信しようとするときは、無線局運用規則第59条（各局あて同報）第1項の事項の前に「セキュリテ」又は「 A 」を3回送信して行うものとする。
- ④ ③の安全通報は、 B 送信するものとする。ただし、安全通報であって一定の時刻に送信することとなっているものについては、この限りでない。
- ⑤ ③の通報には、通報の C を附さなければならない。
- ⑥ 海岸局は、船舶局が送信する安全通報を受信した場合であって、 D ときは、通信可能の範囲内にあるすべての船舶局に対してその安全通報を送信しなければならない。

A	B	C	D
1 警報	その通報を入手した直後から	出所及び日時	必要があると認める
2 安全	その海岸局又は船舶の責任者の命令により	出所及び日時	他に送信すべき通報がない
3 安全	その通報を入手した直後から	種類及び優先度	他に送信すべき通報がない
4 警報	その海岸局又は船舶の責任者の命令により	種類及び優先度	必要があると認める

A－13 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法（第28条及び第29条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の A B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて C を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障
2 周波数の偏差、幅及び安定度	高調波の強度等	電波天文業務の用に供する受信設備に混信
3 周波数の偏差、幅及び安定度	空中線電力の許容偏差等	他の無線設備の機能に支障
4 周波数の偏差及び幅	空中線電力の許容偏差等	電波天文業務の用に供する受信設備に混信

A－14 無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は業務書類に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるものについては、備付けを省略することができる。
- 2 2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類については、同一の免許人又は登録人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 3 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、同一の免許人又は登録人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 4 同一の船舶又は航空機を設置場所とする2以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、いずれかの無線局に備え付けたものを共用することができる。

A－15 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、 A、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、 B の伝送を禁止する（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。
- ② 送信局は、業務を満足に行うため必要な C で輻射しなければならない。
- ③ 混信を避けるために、送信局の D 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の D は、特に注意して選定しなければならない。

A	B	C	D
1 長時間の伝送	識別表示のない信号	十分な電力	無線設備
2 不要な伝送	識別表示のない信号	最小限の電力	位置
3 不要な伝送	無線通信規則に定めのない略語	十分な電力	無線設備
4 長時間の伝送	無線通信規則に定めのない略語	最小限の電力	位置

A－16 次の記述は、無線電話通信による遭難通報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条、第77条及び第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 海岸局又は船舶局は、遭難通報を受信した場合において、これに応答するときは、次の事項を順次送信して行うものとする。
- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) <input type="text"/> A | 1回 |
| (2) 遭難通報を送信した無線局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (5) 「了解」又は「OK」 | 1回 |
| (6) <input type="text"/> A | 1回 |
- ② ①により応答した船舶局は、その B の指示を受け、できる限り速やかに、次の事項を順次送信しなければならない。
- (1) 自局の名称
- (2) 自局の位置（原則として C をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び海里で示す距離によって表すことができる。）
- (3) 遭難している船舶又は航空機に向かって進航する速度及びこれに到着するまでに要する概略の時間
- (4) その他救助に必要な事項
- ③ ①及び②の事項を送信しようとするときは、遭難している船舶又は航空機の救助について自局よりも一層便利な位置にある他の無線局の D を妨げないことを確かめなければならない。

A	B	C	D
1 「メーデー」又は「遭難」	船舶の責任者	経度及び緯度	送信
2 警急信号	船舶の責任者	海域	送信
3 「メーデー」又は「遭難」	船舶局の遭難通信責任者	海域	受信
4 警急信号	船舶局の遭難通信責任者	経度及び緯度	受信

A－17 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における呼出しの反復及び再開等について述べたものである。無線局運用規則（第18条、第21条、第22条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海上移動業務における呼出しは、 A の間隔をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも B の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ② 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに C しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- ③ ②の通知をする無線局は、その通知をするに際し、 D を示すものとする。

A	B	C	D
1 2分間	3分間	その呼出しを中止	分で表す概略の待つべき時間
2 2分間	5分間	空中線電力を低減	分で表す概略の待つべき時間
3 1分間以上	5分間	その呼出しを中止	受けている混信の度合い
4 1分間以上	3分間	空中線電力を低減	受けている混信の度合い

A－18 無線通信（注）の秘密の保護に関する次の記述のうち、電波法（第59条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- 1** 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 2** 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して特定の相手方以外に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 3** 無線従事者以外の者は法律に別段の定めがある場合を除くほか、特定の相手方以外に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- 4** 無線従事者以外の者は法律に別段の定めがある場合を除くほか、総務省令で定める周波数を使用して特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

A－19 遭難通信に関する次の記述のうち、電波法（第66条、第80条及び第105条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。
- 2** 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 3** 無線通信の業務に従事する者が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、1年以上の有期懲役に処する。
- 4** 無線局の遭難通信責任者は、遭難通信を受信したときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A－20 無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第21条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局に備え付けておかなければならない免許状は、船舶局にあつては、主たる通信操作を行う場所のできる限り上部に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 2** 船上通信局にあつては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付けなければならない。（当該免許状をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をその写しとし、当該写しを無線設備の常置場所に備え付けた電子計算機その他の機器に応じ直ちに表示させることをもってこれに代えることができる。）
- 3** 免許人は、免許状を破損したために免許状の再交付の申請をしようとするときは、免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、無線局の種別及び局数、識別信号、免許の番号及び再交付を求める理由を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 4** 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

B－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

無線局を開設しようとする者は、 ア ならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。

(1) イ 無線局で総務省令で定めるもの

(2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 ウ のみを使用するもの

(3) 空中線電力が エ である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の3（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 ウ のみを使用するもの

(4) オ 開設する無線局

- | | |
|---------------------|---------------------------------------|
| 1 あらかじめ総務大臣に届け出なければ | 2 総務大臣の免許を受けなければ |
| 3 小規模な | 4 発射する電波が著しく微弱な |
| 5 適合表示無線設備 | 6 その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器 |
| 7 0.1ワット以下 | 8 1ワット以下 |
| 9 総務大臣の登録を受けて | 10 地震、台風、洪水、津波その他の非常の事態が発生した場合において臨時に |

B－2 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

イ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、予備免許の際に指定された工事落成の期限を延長しようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。

ウ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

エ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、混信の除去等のため予備免許の際に指定された周波数及び空中線電力の指定の変更を受けようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。

オ 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（電波法第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。

B－3 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における海岸局、船舶局等の聴守に関する次の記述のうち、無線通信規則（第31条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

ア 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶局は、実行可能な場合には、156.7MHz（VHFチャンネル14）で聴守を維持しなければならない。

イ 無線通信規則第7章（遭難通信及び安全通信）の規定に適合する船舶地球局は、海上にある間、通信チャンネルで通信している場合を除いて、聴守を維持しなければならない。

ウ GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸局は、海岸局及び特別業務の局の局名録（第IV表）において公表された情報に示す周波数で、実行可能な場合には、自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。

エ GMDSSにおいて聴守の責任を有する海岸地球局は、宇宙局が中継する遭難警報のために無休の自動の聴守を維持しなければならない。

オ 船舶局は、自動のデジタル選択呼出しの設備を有する場合には、海上にある間、その船舶局が運用している周波数帯の適切な遭難及び安全のための呼出周波数で自動のデジタル選択呼出しの聴守を維持しなければならない。また、船舶局は、その設備を有する場合には、船舶向けの気象警報、航行警報その他の緊急な情報の送信を自動受信するため適切な周波数で聴守を維持しなければならない。

B－4 次の記述は、目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された ア 又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (2) 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に イ に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (3) 安全通信（船舶又は航空機の ウ するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (4) 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 エ を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。）
- (5) オ の受信
- (6) その他総務省令で定める通信

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 1 電波の型式及び周波数 | 2 目的 |
| 3 陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合 | 4 陥るおそれがある場合 |
| 5 安全かつ効率的な運航を確保 | 6 航行に対する重大な危険を予防 |
| 7 電気通信業務の通信 | 8 有線通信 |
| 9 気象通報 | 10 放送 |

B－5 次の記述は、緊急信号等を受信した場合の措置について述べたものである。電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、 内の同じ記号は、同じ字句とする。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 ア を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも イ ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ② ①の総務省令で定める場合は、モールス無線電信又は ウ による緊急信号を受信した場合とする。
- ③ モールス無線電信又は ウ による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ④ ③の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、③にかかわらず緊急通信に エ の電波により通信を行うことができる。
- ⑤ 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちに オ に通報する等必要な措置をしなければならない。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 遭難通信 | 2 遭難通信又は安全通信 |
| 3 5分間 | 4 3分間 |
| 5 デジタル選択呼出装置 | 6 無線電話 |
| 7 混信その他の妨害を与えない周波数 | 8 使用している周波数以外の周波数 |
| 9 その海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者 | 10 海上保安庁その他の救助機関 |